

令和２年度 第１回たつの市行財政改革推進委員会 次第

日時 令和２年６月３０日（火）

午前１０時から

会場 揖龍広域センター２階講座室

１ 開 会

２ 委嘱状の交付

３ 市長あいさつ

４ 委員・事務局紹介（資料① Ｐ１）

５ たつの市行財政改革推進委員会について（資料② Ｐ２）

６ 会長及び副会長の互選について

７ 議 事

① 行政改革の取組と現状について（資料③ Ｐ３～８）

② 行政改革推進実施計画の具体的取組項目について（資料④、参考資料 Ｐ９～２６）

③ 今年度の新たな取組について

８ 閉 会

令和２年度 たつの市行財政改革推進委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

委員氏名	所 属 等	
網干 晃介	たつの市商工会	青年部常任委員
井川 進	たつの市社会福祉協議会	会長
瀬川 徹	龍野商工会議所	監事
常城 眞弓	たつの市連合婦人会	会長
徳永 耕造	たつの市連合自治会	会長
直江 純	たつの市記者クラブ	幹事（神戸新聞社）
中田 喜一	公募委員	
松尾 壯典	たつの市教育委員会	委員
三木 浩一	たつの市議会	副議長
森口 暢啓	龍野青年会議所	副理事長
山本 俊一郎	公募委員	

《事務局》

田中 徳光	企画財政部長	
家氏 孝幸	企画財政部参事兼企画課長	
八木 晴紀	企画財政部企画課副主幹	
浜松 悠輔	企画財政部企画課主査	

たつの市行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、たつの市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、たつの市の行財政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、12人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の年度の末日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、委員会の進行をつかさどり、委員会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、行政改革推進担当課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

たつの市の行政改革の取組と現状について

第2次たつの市総合計画

第5章 ふるさとづくりへの挑戦

第3節 健全で効率的な自治体運営を推進する

施策46 行財政改革の推進（行政改革大綱）

関連する計画 たつの市行政改革推進実施計画 期間 H29～R3

基本方針

簡素で効率的・効果的な行政運営の確立に向け、不断の行財政改革に取り組むとともに、施策推進と行財政改革の双方の整合性を図りながら、持続可能な自治体経営を着実に推進します。

まちづくりの指標

指標名	単位	基準値 H27年度	実績値 H28年度	実績値 H29年度	実績値 H30年度	R元年度 (見込)	目標値 R3年度
将来負担比率 ※1	%	45.1	38.0	24.3	15.4	算定中	45.0%以下
実質公債費比率 ※2	%	13.3	12.9	12.4	11.8	算定中	15.0%以下
市税収納率（現年）	%	98.5	98.7	98.8	98.9	99.0	98.7%
経常収支比率 ※3	%	84.2	87.6	86.8	87.4	算定中	—

※1 将来負担比率：普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、350%以上で早期健全化基準が適用となる。

※2 実質公債費比率：普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、18%以上で地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上で早期健全化基準、35%以上で財政再生基準が適用となる。

※3 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常一般財源収入額が経常的経費に充当された割合であり、この比率が高いほど財政構造の弾力性が乏しく、100%に近いほど財政構造の硬直化を示す。

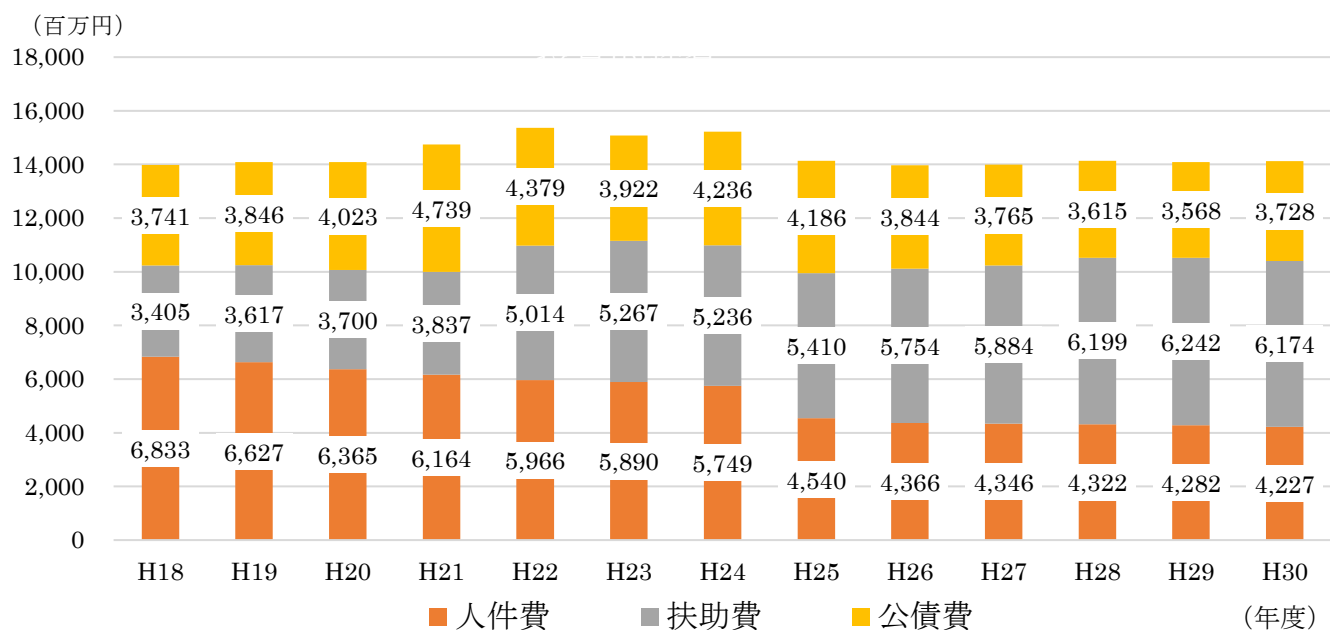
決算状況

(単位：千円)

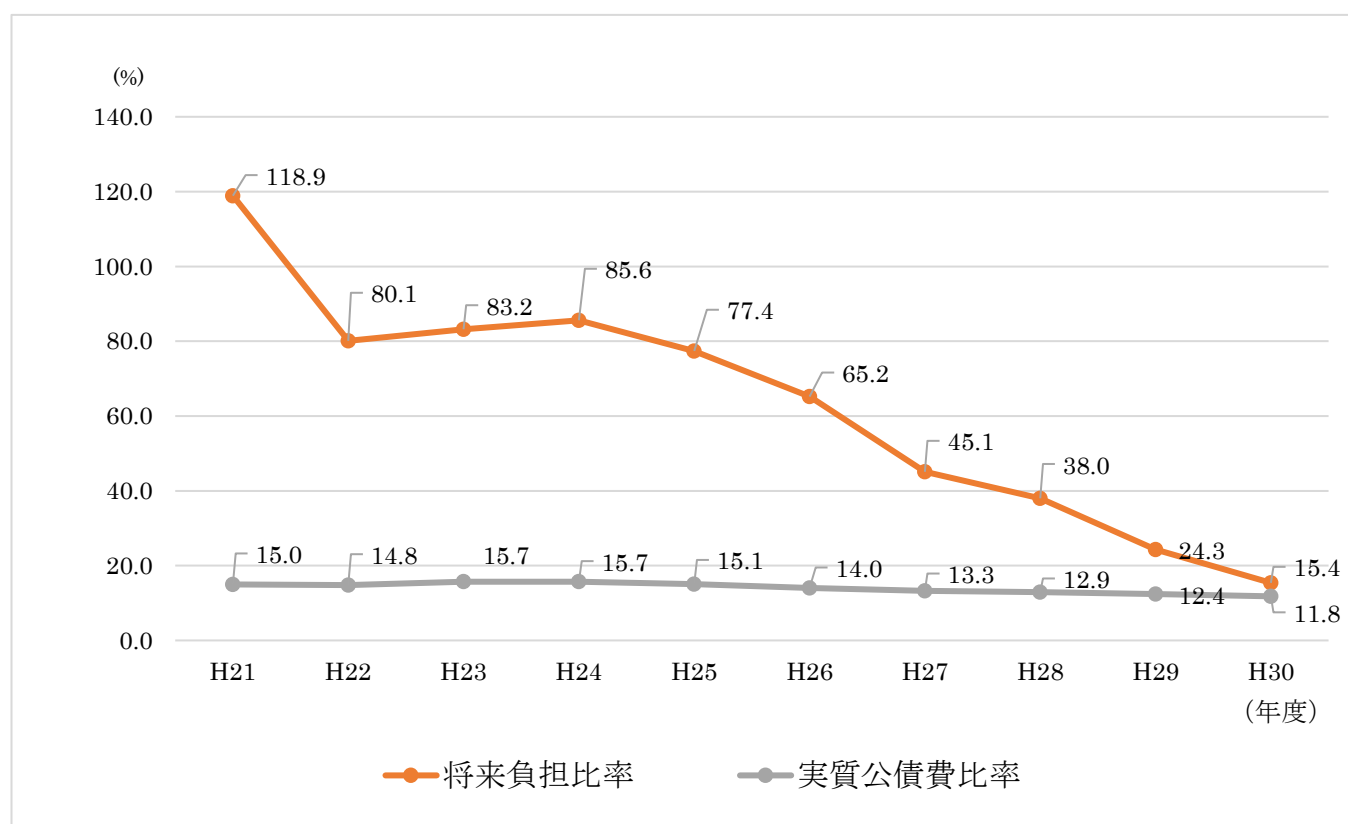
項目		H27	H28	H29	H30	R元 (見込)
歳入	市税	10,791,446	10,941,392	11,082,447	10,927,221	10,984,912
	地方交付税 (臨時財政対策債含む)	11,686,110	10,602,291	10,684,704	10,365,111	10,200,270
	その他収入	13,642,751	13,026,804	12,747,059	15,176,821	14,968,037
	計	36,120,307	34,570,487	34,514,210	36,469,153	36,153,219
歳出	人件費	4,345,639	4,321,884	4,281,927	4,227,073	算定中
	扶助費	5,883,566	6,198,912	6,242,051	6,174,135	
	投資的経費	2,084,944	2,600,735	3,163,419	3,346,378	
	その他経費	22,403,879	20,520,519	20,057,060	21,880,727	
	計	34,718,028	33,642,050	33,744,457	35,628,313	35,120,119
差引		1,402,279	928,437	769,753	840,840	1,033,100

関連図表

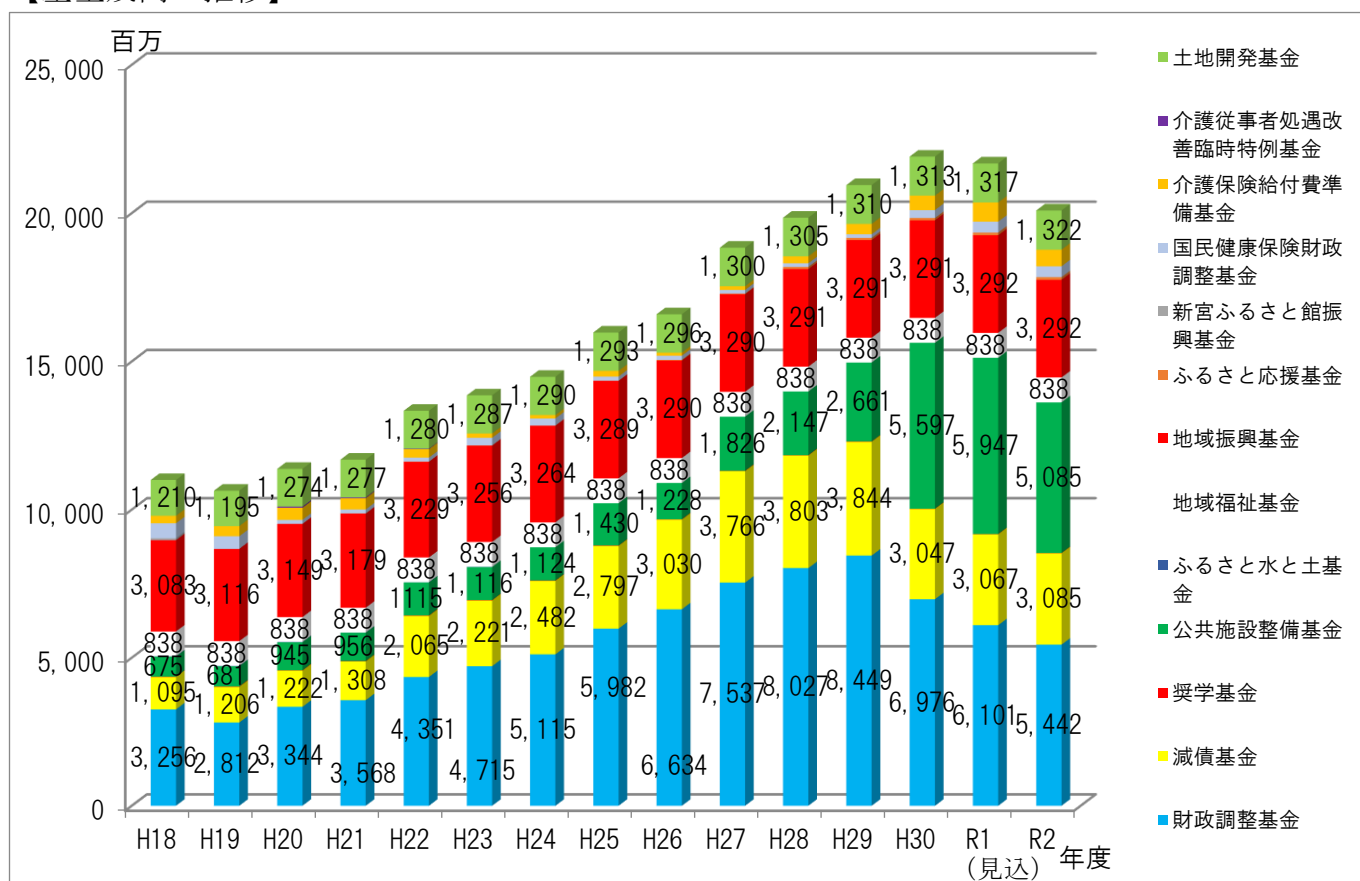
【義務的経費推移 総計】



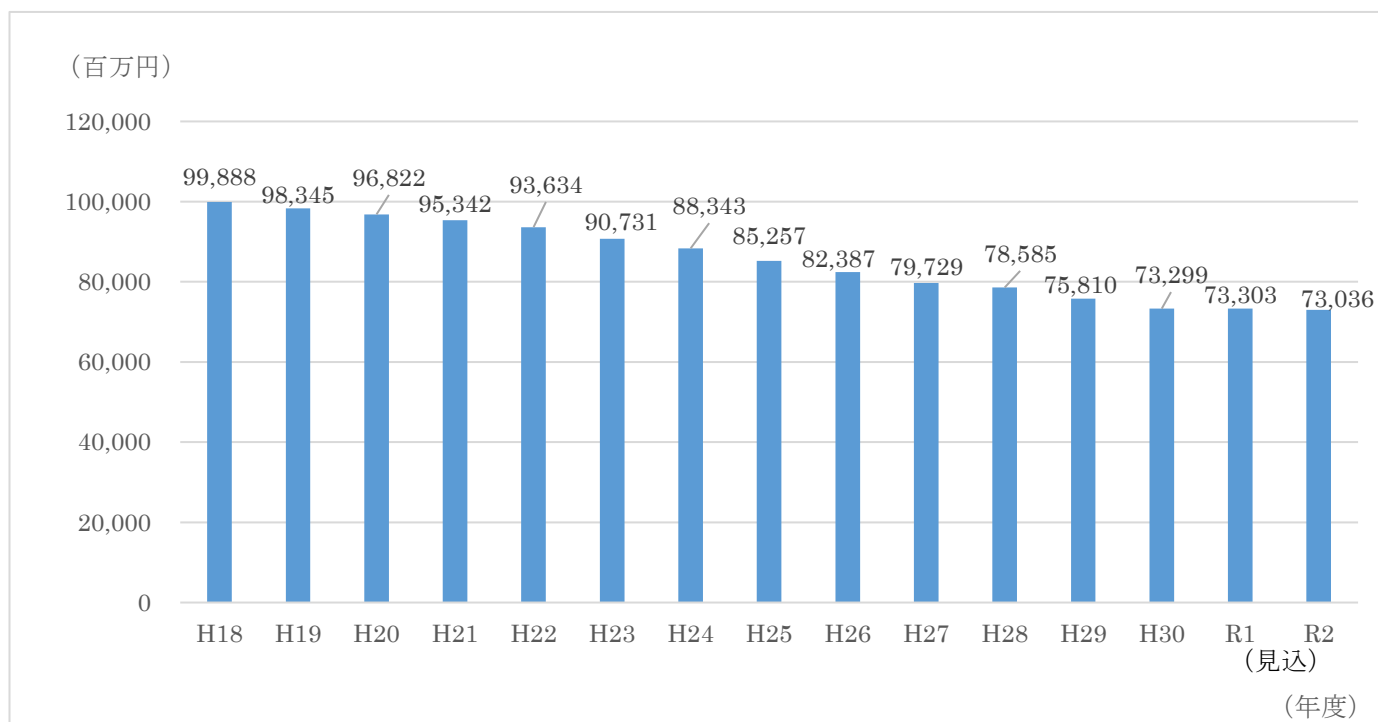
【健全化判断比率の推移】



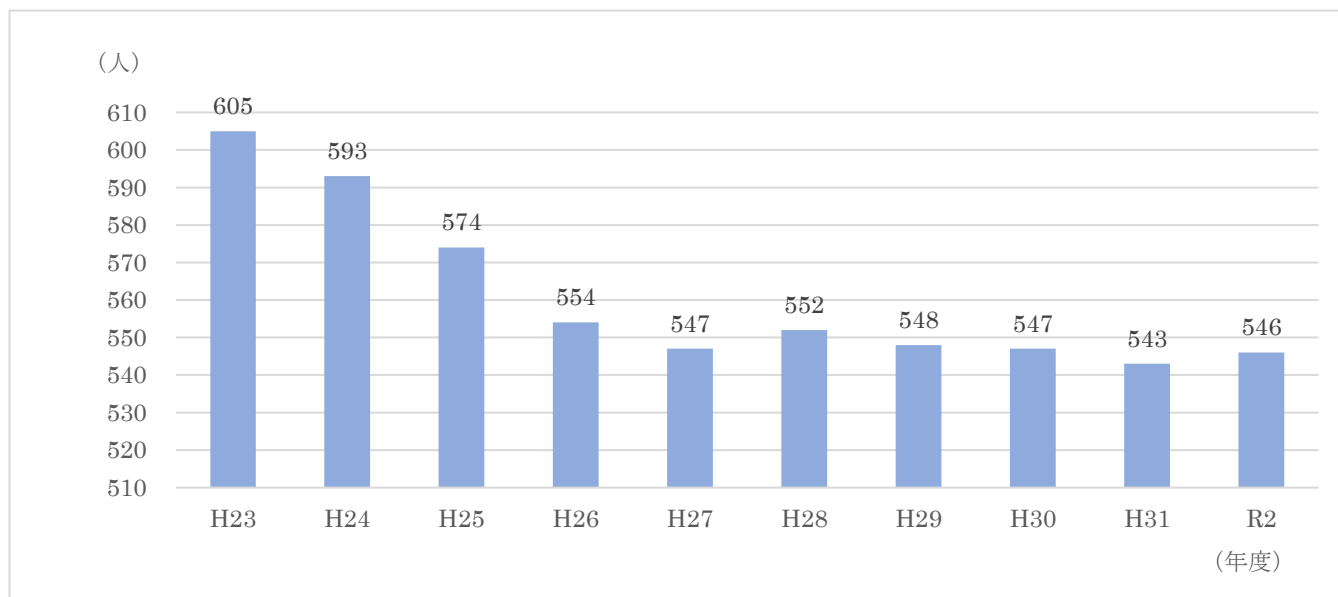
【基金残高の推移】



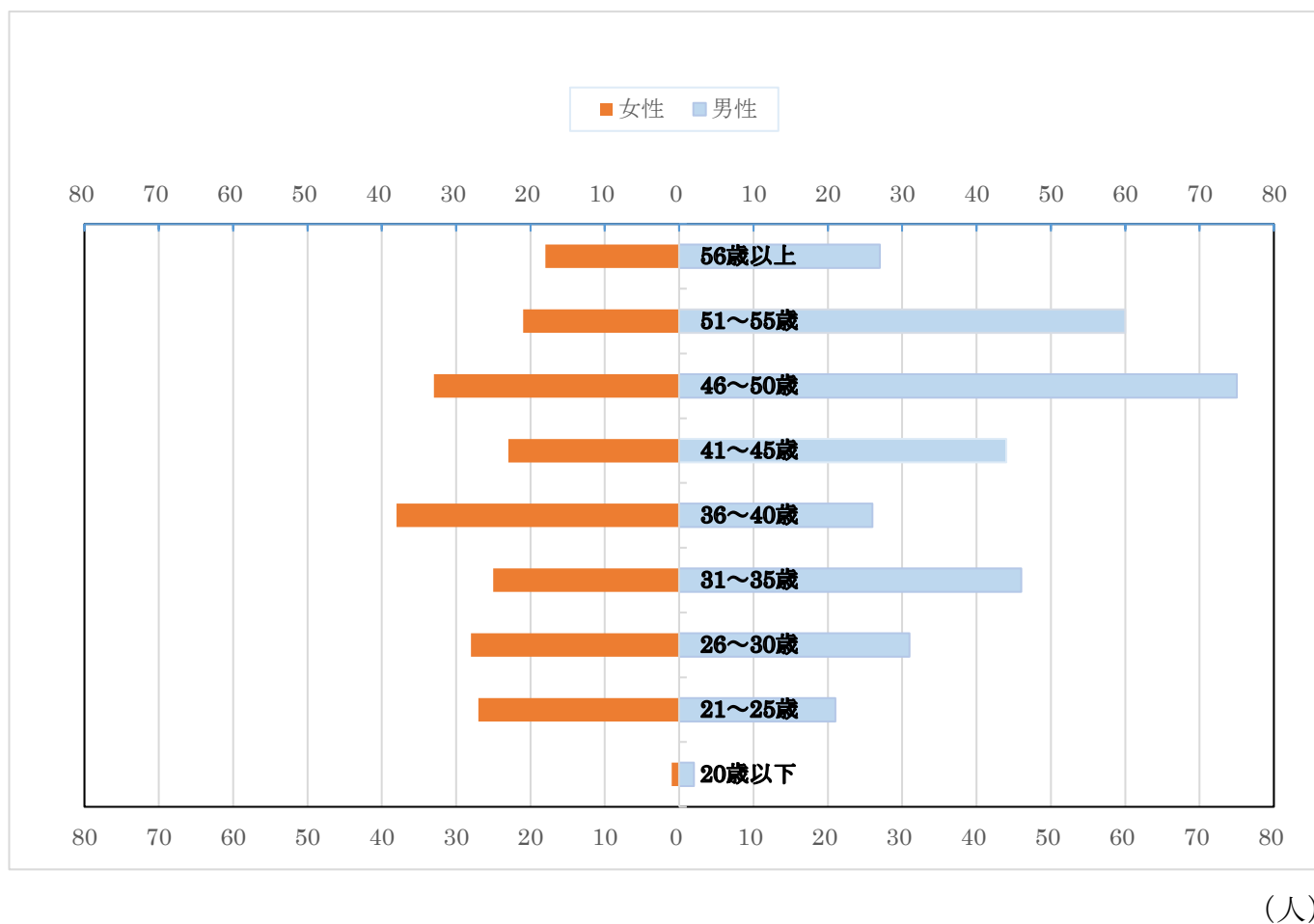
【地方債残高の推移】



【職員数の推移（4月1日時点）】



【職員分布図（令和2年4月1日現在）】



◎これまでの経過

平成 17 年 10 月	たつの市政スタート
平成 18 年	「たつの市職員定員適正化計画（平成 17 年 4 月 1 日～平成 27 年 4 月 1 日）」策定 指定管理者制度の導入開始 「たつの市行政改革大綱」策定 「たつの市行政改革実施計画（集中改革プラン）」策定
平成 19 年	「第 1 次たつの市総合計画」策定
平成 20 年	「行政改革加速アクションプログラム」策定
平成 21 年	「たつの市外郭団体等に関する行政改革プラン」策定
平成 22 年	「第 2 次たつの市職員定員適正化計画」を策定 「市民の市政診断」実施（たつの市版事業仕分け平成 25 年度まで） 「まちづくり改革プラン（行政改革大綱見直し編）」策定 「行政改革・実施計画（加速アクションプログラム）見直し編」策定
平成 23 年	「自立のまちづくり事業」開始
平成 24 年	「まちづくり改革プラン実施計画（平成 25～28 年度）」策定
平成 25 年	公共建築物ストックマネジメント計画着手 たつの市みつ町観光開発株式会社 解散 「たつの市外郭団体に関する行政改革プラン（改定）」策定
平成 26 年	国民宿舎 3 荘の抜本改革断行 養護老人ホームたつの荘を民間へ売却
平成 27 年	「たつの市公共建築物再編基本方針」策定 「たつの市職員定員適正化計画（平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 4 月 1 日）」策定 国民宿舎 3 荘の運営移行 国民宿舎赤とんぼ荘及び志んぐ荘 2 荘一体による指定管理方式 国民宿舎新舞子荘を民間へ売却 たつの市土地開発公社 解散 「たつの市まち未来創生戦略」策定 「たつの市人口ビジョン」策定
平成 28 年	「たつの市公共建築物再編基本方針（改定版）」策定 「たつの市公共建築物再編実施計画」策定 「たつの市幼稚園・保育所再編計画」策定 「たつの市まち未来創生戦略アクションプラン」策定
平成 29 年	「第 2 次たつの市総合計画」策定 （行政改革大綱を基本計画の施策として位置づけ） 「たつの市公共施設等総合管理計画」策定 公共施設（新宮歴史民俗資料館、御津歴史資料館）の廃止 補助金の見直し（平成 30 年度から再生可能エネルギー等利用システム設置補助金を廃止）

平成30年	「たつの市公共建築物再編実施計画」改定 市民病院経営形態検討委員会の設置、経営形態検討 測量・工事監理業務を一部直営化 補助金の見直し（令和元年度から新規高卒者ふるさと雇用奨励金を廃止、敬老祝金を縮小） 公共施設（揖保幼稚園）を民間こども園へ移管
令和元年	下水道使用料改定（令和元年10月以降） 公共施設（揖西南幼稚園）を民間こども園へ移管
令和2年	「たつの市職員定員適正化計画（令和2年4月1日～令和7年4月1日）」策定 市民病院を地方独立行政法人へ移行 公民館（揖保公民館・揖西公民館）をコミュニティセンターへ用途変更、指定管理方式に運営移行

行政改革推進実施計画の具体的取組項目について

第2次総合計画前期基本計画に掲げた分野別施策推進と行財政改革の双方の整合性を図りながら、持続可能な自治体経営を着実に推進するため、たつの市行政改革推進実施計画を策定し、10の施策内容に対し、より着実かつ集中的な行財政改革の取り組みを行っています。

具体的な取組項目（13項目）については、次のとおりです。

1 情報公開の推進（施策1 情報公開の推進）

公正で開かれた市政を展開するため、職員研修の実施により、行政情報の適正管理、運用を行っています。また、個人情報などのプライバシー保護について最大限に配慮した上で、広く市民に分かりやすい形での情報提供・公開に努めていきます。

〈行政文書の情報公開の考え方〉

- ・原則として、開示されます。
- ・例外として、条例で規定された不開示情報（特定の個人を識別できる情報等）に該当する場合は、非開示となります。

【令和元年度の状況】

- ・開示請求 74件
（開示・部分開示：公文書59件／63件、保有個人情報10件／11件）

2 行政評価による持続可能な自治体（施策2 時代に即した効率的な自治体経営）

本市総合計画前期基本計画の各施策と実施事業の評価を毎年実施し、それぞれ（施策評価、事務事業評価）の評価結果を翌年度予算編成に反映させる取り組みを行っています。

〈評価のポイント〉

- （1）取組内容の振り返り、現状分析
（各施策でどのような目的で事業が行われたか。5つの視点（①妥当性、②有効性、③効率性、④公平性、⑤持続可能性）で事業評価を実施。）
- （2）施策推進に係る課題の把握
- （3）今後（翌年度予算）の取組方針の確認（新規事業の立案、事業の改廃等）

➡令和元年度は、新規事業として「市民協働による観光誘客事業」の立案や補助金の見直し等を行い、令和2年度当初予算に反映させています。令和2年度についても、評価結果を翌年度予算に反映できるよう取り組んでいきます。

3 健全な財政運営（施策2 時代に即した効率的な自治体経営）

経常的経費の節減を図るため、単独補助費の見直しを行い、令和2年度当初予算において、子育て支援施策のリニューアルを行いました。今年度も引き続き、補助費等の見直しを行い、持続可能な財政運営に努めます。

〈令和元年度で廃止した子育て支援事業〉

「子育てきらきらクーポン事業」 令和元年度当初予算額 40,076千円



〈令和2年度の新規子育て支援事業〉

①「はっらっベビーまごころ便事業」の創設

②「祝入学支援事業」の創設

③「放課後児童クラブ事業」の拡充

（拡充内容）

- ・土曜日通年開設の実施（4クラブに集約して開催）
- ・第2子以降入所児童の利用料軽減（負担割合50%（半額）軽減）
- ・7・8月の利用料の引き下げ（7月：10,000円➡8,000円、8月：16,000円➡10,000円）

④「龍野子育てつどいの広場事業」の拡充

（拡充内容）

- ・平日のみ開設している子育てつどいの広場の土曜日（月2回）開設を実施

4 指定管理者制度の推進（施策3 行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進）

多様化するニーズへ効果的・効率的に対応するため、指定管理者制度を活用した公共施設の管理を推進しています。また、導入施設については、モニタリングの実施により、サービス向上を図っています。

●指定管理者制度を活用した施設（令和2年4月1日時点）：30施設

●令和元年度に新たに指定管理者制度導入を検討し、令和2年4月から導入を決定した施設

①揖西公民館、②揖保公民館

➡同時にコミュニティセンターへ用途変更し、地域づくり活動や地域交流の拠点として、住民が利用しやすい施設としました。

5 収納率の向上（施策4 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進）

市税、保険料等の公平・公正な課税とともに、収納率向上及び使用料、負担金等受益者への適正負担等の歳入確保に努めるため、市税等の各科目において、目標収納率を設定し、収納率向上に取り組んでいます。（令和元年度の収納率実績及び具体的な取組内容については、19ページ参照。）

また、全庁横断的な組織体制による効率的な徴収、滞納整理等を行うため、各収納担当課において、滞納者に関する情報を共有し、統一した対応や迅速な滞納整理事務を推進していきます。

〈令和元年度目標値を達成している項目〉

16／25項目（現年11／13項目、繰越5／12項目）

〈前年度から収納率が向上している項目〉

18／25項目（現年9／13項目、繰越9／12項目）

〈上記のいずれも達成している項目〉

13／25項目（現年8／13項目、繰越5／12項目）

6 扶助費・給付金等の見直し（施策4 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進）

市単独施策の扶助費・給付金等の見直しを検討するため、①障害者福祉金、②敬老祝金等、③高齢者タクシー事業 の3事業を取組項目に掲げています。

①障害者福祉金支給事業

- ・令和2年度当初予算額 78,057千円
- ・福祉金額 年額9,000円～36,000円（区分、障害程度による）
- ・対象者 約3,200人（療育・障害者手帳交付者 約4,000人）



【事業見直し状況】

本市の障害福祉施策について協議する「たつの市障害者等地域自立支援協議会」を設置し、個別給付からサービス等の自立支援充実のための体制構築に向け、協議を行っています。

②敬老祝金、100歳以上高齢者等祝金支給事業

- ・令和2年度当初予算額 5,660千円
- ・敬老祝金額 88歳 : 10,000円
100歳到達者 : 30,000円
最高齢者（男女各1人）: 10,000円〔1回限り〕
最高齢夫婦（1組） : 10,000円〔1回限り〕
- ・対象者 88歳 : 約465人
100歳到達者 : 約30人



【事業見直し状況】

平成31年度から次の祝金額等の見直しを行っています。

- ・満77歳の廃止（5,000円→廃止）
- ・100歳到達者（50,000円及び祝品→30,000円）
- ・100歳を超える高齢者（祝品→廃止）
- ・最高齢者〔男女各1人〕（10,000円及び祝品→10,000円）〔1回限り〕
- ・最高齢夫婦〔1組〕（10,000円及び祝品→10,000円）〔1回限り〕

③高齢者タクシー事業

- ・令和2年度当初予算額 15,242千円
- ・対象者 70歳以上の高齢者を含む65歳以上で構成する世帯で車を所有していない世帯（所得制限あり）約1,500世帯
- ・交付枚数 タクシー券（500円×年間30枚）



【事業見直し状況】

タクシー券から市民乗り合いタクシー乗車券への交換比率を高めていくことで、経費削減を図っています。交換希望者は全体利用者の13.7%（203人／1,487人）で増加傾向にあります。

7 前処理場事業の処理経費の削減（施策4 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進）

安定した前処理場経営を目指すため、①不明水の解消による有収率向上、②汚泥含水率の抑制の取組を行うことにより、維持管理コストの削減を図っています。

①有収率〔%〕（有収水量（使用料徴収の対象となる汚水水量）／総汚水処理水量 × 100）

➡汚水処理までの過程の中で、汚水管路施設等に不明水（侵入水）が含まれることで、汚水の処理水量は増加しますが、有収水量は変わらないため、有収率が下がるほど維持管理経費は増大するため、処理経費の削減に当たっては、有収率を向上させる取組が必要です。

【令和元年度取組状況】

- ・流量計設置による不明水の監視、管内カメラによる調査
- ・漏水箇所の止水工事の実施

➡令和元年度実績値 90.3%（令和元年度目標値84.0%）
（前年度比 +6.2%）

②汚泥含水率〔%〕（水分量／下水汚泥量 × 100）

（例：水分90m³、固形物10m³の場合…汚泥含水率90%）

➡汚泥含水率が高いと、汚泥処理量・運搬料等が増大し、処分費が増大するため、汚泥含水率を抑制させる取組が必要です。

【令和元年度取組状況】

- ・薬品（凝集剤）の使用
- ・脱水機のスクリーン更新による処理能力向上

➡令和元年度実績値 64.8%（令和元年度目標値63.5%）
（前年度比 △0.2%）

8 病院事業（市民病院機構）の健全経営（施策4 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進）

たつの市民病院では、今後急速な高齢化の影響等から予想される医療環境の変化に対し、安定的な病院運営を確保するため、令和2年4月から病院運営の自由度が増すことができる「地方独立行政法人」へ経営形態を変更しました。

※地方独立行政法人の特長

- ①法人運営の弾力化：市と別の法人格を有する経営主体に経営が委ねられることにより、迅速な意思決定が可能となります。
- ②予算執行の弾力化：地方自治法の適用対象外となるため、契約等の規程を柔軟に見直すことが可能となる等、弾力的かつ効率的な予算執行が可能となります。
- ③人事管理の弾力化：条例の定数に縛られない採用が可能となるため、職員配置の見直し等、柔軟な人事管理が可能となります。

【令和元年度の取組状況】

- ・令和元年9月 市議会定例会において、中期目標（※1）の議決、策定
- ・令和元年12月 市議会定例会において、病院関係条例の制定

※中期目標の策定、中期計画（※2）の認可に当たり、地方独立行政法人たつの市民病院機構評価委員会（※3）を開催、審議。（5回開催）

【令和2年度の取組】

- ・令和2年4月1日 地方独立行政法人設立、中期計画を専決処分、認可
- ・令和2年5月 市議会臨時会において、中期計画の承認

※市長が市民病院機構の設置者となることから、中期目標及び中期計画に基づき、組織一体となって経営改革に取り組みます。

- ※1 地方独立行政法人（以下、法人）が達成すべき業務運営に関する目標。市長が策定し、法人に指示する。
- ※2 法人が中期目標を達成するため、作成する計画。
- ※3 市の附属機関で、市が中期計画を認可する時、業績評価する時等に市長に対し意見を述べる役割を持つ。

9 水道事業の健全経営（施策4 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進）

上水道の安定供給に向け、①経営戦略、②アセットマネジメント計画の策定・推進、③近隣事業体との広域的な連携 の取組を行うことにより、効率的な水道事業の運営に努めています。

①経営戦略の策定

（経営戦略とは）

将来にわたって安定的に事業継続していくための中長期的な経営の基本計画。

※経営戦略の策定は、国から令和2年度末までに策定する旨の通知がされています。

➡経営戦略では、将来需要に見合った施設更新をする「投資計画」と必要な財源を計画的かつ適切に確保する「財政計画（収支計画）」が均衡するよう、施設等のサイズダウン、効率的配置等の検討、投資以外の経費に関しても効率化を図ることが求められています。

【令和元年度取組状況】

- ・水道ビジョン（安定した水を向こう10年間供給するために本市水道事業の将来像と進むべき方向性を示したもの）の策定
- ・経営戦略の概要を作成

②アセットマネジメント計画の推進

（アセットマネジメントとは）

水道施設の修繕・更新・耐震化等を、長期的視野に立って更新需要を把握した上で、財源確保を考慮しつつ計画的に行うこと。

※本市では平成28年度にアセットマネジメント計画を策定し、水道施設の現状確認、浄水施設台帳の整備検討、将来を見据えた施設更新計画の作成を行うこととしています。

③近隣事業体との広域的な連携

●水道事業をめぐる主な課題

- （1）人口減少に伴う料金収入・水需要の減
- （2）施設老朽化に伴う更新需要の増大
- （3）専門職員の不足

※平成29年度「兵庫県水道事業のあり方懇話会」において、各ブロック単位でハード面、ソフト面の連携方策を検討する旨の提言がありました。

➡提言を踏まえ、本市では兵庫県及び西播磨の8事業体（たつの、赤穂、宍粟、太子、佐用、上郡、西播磨水道企業団、播磨高原広域事務組合）と水道事業の現状と課題、民間手法の研究を行い、広域連携の枠組み等について検討しています。

10 国民宿舎の健全経営（施策4 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進）

国民宿舎については、平成27年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者の持つノウハウを活用した健全経営化を図っています。

現在、①赤とんぼ荘は令和2年度、②志んぐ荘は令和6年度までを期間とし、2荘一体による経営を行っています。

【令和元年度の状況】

〔赤とんぼ荘〕

- ・利用人数 31,764人（目標値66,890人）
- ・営業収支 △36,274千円（目標値△1,567千円）

〔志んぐ荘〕

- ・利用人数 46,857人（目標値81,550人）
- ・営業収支 △63,693千円（目標値△7,119千円）

※営業収支…「指定管理料収入」、「営業費用に係る管理料」及び「納付金支出」を除く。

➡指定管理制度導入後においても、両荘とも利用状況の低迷により、営業利益は指定管理料を収入しても黒字には至っておらず、経営基盤の安定化を図るため、令和元年10月に国民宿舎使用料を改定しました。

令和2年度は、経営戦略の策定、施設改修により魅力度を高めていくことにより、利用人数・営業収支の改善を図っていきます。

○国民宿舎使用料改定内容（R元、10～）

区分	種別	現行	改正後	引上額
通常	大人	3,500円	4,000円	500円
	小人	2,800円	3,200円	400円
休日前	大人	3,500円	5,000円	1,500円
	小人	2,800円	4,000円	1,200円
シーズン	大人	3,500円	7,000円	3,500円
	小人	2,800円	5,600円	2,800円
朝食	—	800～1,000円	1,200円	200～400円
日帰入浴	大人	300円	400円	100円
	小学生	150円	200円	50円
	高齢者・障害者	設定なし	300円	—

※消費税抜き

※「シーズン」は、4/29～5/5、8/11～8/15、12/30～1/4の期間となります。

※改正後の使用料は、上限額となっているため、指定管理者による柔軟な運営が可能となります。

11 職員の適正配置による機能本位の組織づくり

(施策5 市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり／施策6 市民からの期待に応えることのできる人材の育成)

(1) 職員定員適正化計画(令和2年3月改定)に基づき、正規職員数を適正に管理するとともに、今後増加見込みの再任用職員について、会計年度任用職員等を含めた職員数を見直し、行政サービスの質向上と行財政運営を図っていきます。

【職員定員適正化計画の目標値】

令和7年4月1日現座の職員数 549人(令和2年4月1日の予定職員数548人)
(行政職△4、保育士・教諭等+12、技能労務職△7 計+1)

【職員数の状況】

- ・正規職員(H31.4.1) 543人 ➡ (R2.4.1) 546人
〔一般行政職員〕(H31.4.1) 377人 ➡ (R2.4.1) 390人
(参考) H31.4.1 人口1万人当たり一般行政職員数 本市:49.02人 類似団体平均56.35人
- ・再任用職員(H31.4.1) 24人 ➡ (R2.4.1) 34人
- ・会計年度任用職員・嘱託職員・臨時職員の職員数 (H31.4.1) 392人 ➡ (R2.4.1) 424人

●定員適正化計画推進のための手法

- ①組織体制の見直し、②民間活力の導入の推進、③計画的な新規職員採用
- ④新たな任用形態の活用、⑤障害者の雇用、⑥人材育成の推進

(2) 本市の様々な計画、戦略を着実に実施していくため、「人材育成基本方針」に基づいた研修を計画的に実施し、人材育成を推進していきます。

●人材育成基本方針において、求められる職員像

①「チームたつの」に求められる5つのキーワード

- i 積極性、ii 独創性、iii 柔軟性、iv 即時性、v 協調性

②「求められる職員像」

- i 現場主義を徹底し、情熱を持って市民と協働する職員
- ii 柔軟な発想の下、的確かつ迅速に責任を持って行動する職員
- iii たつの市職員としての誇りを持ち、自己啓発に努める向上心のある職員
- iv 高いコスト意識を備え、改善・改革にチャレンジする職員

【令和元年度の研修実績】

- ・兵庫県市町振興課へ派遣 1人
- ・内閣府へ派遣 1人
- ・定住自立圏合同研修 139人
- ・庁外研修 319人
- ・庁内研修 311人

【主な研修内容】

- ・地方分権改革推進研修
- ・将来推計人口分析研修
- ・働き方改革実践研修
- ・リーディングプロジェクト推進研修
- ・バディ研修(新任職員対象)

12 公共施設の適正管理（施策7 公共施設の適正管理）

人口減少し、財政状況が厳しくなる中、施設を現状のまま維持し、更新していくことは将来困難になると考えられるため、施設の維持補修や更新、配置のあり方を検討し、施設の再編を計画的に進めるため、「公共建築物再編実施計画」を策定し、健全で持続可能な施設運営を推進しています。

また、市民ニーズにあった施設の有効活用を目指し、公有財産の利活用についても検討、推進しています。

【公共建築物の再編期間及び縮減目標】

- ・平成28年度～令和12年度（15年間）：施設保有量 30%縮減
（※令和2年度（5年間）までに△10%、令和7年度（10年間）までに△20%を目標）



【令和元年度の状況】

- ・施設保有量縮減率 △2.3%（目標値：△8%）

※対象施設保有量（延床面積）のうち、小中学校が占める割合が多いことから、短期的な目標達成は難しい状況となっており、次期改定時（令和3年度）に向け、今後の保有量縮減率の考え方を検討し、新たな縮減率の方針を見直しに反映させていく必要があります。

13 時代に即した電子自治体の推進

（施策8 ICTの利活用／施策9 電子自治体の推進／施策10 最先端のICT活用）

進化するICTを様々な分野で活用し、行政サービスの利便性向上と事務効率化が図れるよう、電子化を推進しています。

（1）電子自治体の推進

①業務効率化の推進

内部情報システムにおいては、内部文書に電子決裁を活用し、ペーパーレス化を推進しています。

また、情報推進担当課において、情報システムやExcel等を活用した事務改善要望を取りまとめ、迅速に対応することで、庁内の事務効率化を図っています。

②自治体クラウドの検討

（自治体クラウドとは）

自治体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組のことで、複数の自治体情報システムの集約化と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

➡本市では、令和元年度から西播磨の自治体と住民情報系システムの自治体クラウド導入に向けた協議を開始し、導入経費や効果など検討しています。

(2) 市民サービスの向上

①行政サービスのオンライン化の推進

本市では、兵庫県と県内市町が共同運営する電子申請システムを利用し、オンライン申請サービスを提供しています。

【電子申請が利用できる手続き】

- ・住民票の写し等の交付申請
- ・住民票記載事項証明書の交付申請
- ・所得証明書交付申請
- ・市、県民税課税証明交付申請 等

計 16 種類

②オープンデータの推進

(オープンデータとは)

国や自治体などが保有する公共データを市民や事業者などが利用しやすいように、二次利用可能なデータで公開すること。

➡本市では、公共施設や指定緊急避難所等の 13 種類のデータを本市ホームページで公開しています。

令和 2 年度は、「市民公開型地理情報システム」を構築し、オープンデータ化が可能なものを順次公開します。

③モバイル決済（キャッシュレス決済）の導入

市税及び窓口手数料等の支払いに P a y アプリを使ったスマホ決済を導入し、自宅に居ながら納税できるようにすること及び窓口での支払い簡素化を行い、市民の利便性の向上、事務効率化を図ります。

●窓口手数料等

- ・実施時期：令和 2 年 6 月から
- ・支払い可能な P a y アプリ：Pay Pay、LINE Pay

●市税

- ・実施時期：令和 2 年度中
- ・支払い可能な P a y アプリ：検討中

収納率の実績(P11参考資料)

資料④参考資料

目 標 項 目	基準値		2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	目標値	R1 達成状況
個人市民税収納率 (現年)	98.66%	目標値	98.67%	98.68%	98.68%	98.69%	98.70%	98.70%	○
		実績値	98.95%	98.91%	99.14%				
個人市民税収納率 (繰越)	15.29%	目標値	16.90%	18.51%	20.11%	21.72%	23.33%	23.33%	○
		実績値	26.51%	24.24%	27.97%				
法人市民税収納率 (現年)	99.83%	目標値	99.84%	99.85%	99.86%	99.87%	99.88%	99.88%	○
		実績値	99.85%	99.83%	99.90%				
法人市民税収納率 (繰越)	16.88%	目標値	18.49%	20.10%	21.70%	23.31%	24.92%	24.92%	×
		実績値	71.09%	17.03%	21.30%				
軽自動車税収納率 (現年)	98.06%	目標値	98.14%	98.22%	98.31%	98.39%	98.47%	98.47%	○
		実績値	98.11%	98.65%	98.76%				
軽自動車税収納率 (繰越)	20.79%	目標値	22.40%	24.01%	25.61%	27.22%	28.83%	28.83%	○
		実績値	28.97%	27.15%	28.50%				
固定資産税収納率 (現年)	97.97%	目標値	98.12%	98.26%	98.41%	98.55%	98.70%	98.70%	○
		実績値	98.43%	98.60%	98.82%				
固定資産税収納率 (繰越)	12.73%	目標値	14.34%	15.95%	17.55%	19.16%	20.77%	20.77%	○
		実績値	20.99%	19.19%	20.91%				
国民健康保険税収納率 (現年)	93.71%	目標値	93.80%	93.88%	93.97%	94.06%	94.15%	94.15%	○
		実績値	94.83%	94.20%	94.97%				
国民健康保険税収納率 (繰越)	11.40%	目標値	12.29%	13.17%	14.06%	14.94%	15.83%	15.83%	○
		実績値	15.37%	15.18%	20.62%				
介護保険料収納率 (現年)	89.13%	目標値	90.00%	89.13%	89.66%	90.00%	89.16%	90.00% (計画3年目)	○
		実績値	90.39%	92.11%	91.72%				
介護保険料収納率 (繰越)	15.76%	目標値	15.84%	15.92%	16.00%	16.08%	16.16%	16.16%	×
		実績値	13.79%	13.62%	14.72%				
利用者負担額(保育料)収納率(現年)	99.23%	目標値	99.29%	99.29%	99.29%	99.35%	99.35%	99.35%	○
		実績値	99.61%	99.55%	99.68%				
利用者負担額(保育料)収納率(過年)	58.00%	目標値	59.00%	59.00%	59.00%	60.00%	60.00%	60.00%	×
		実績値	59.26%	50.66%	45.69%				
住宅使用料収納率 (現年)	94.19%	目標値	94.30%	94.42%	94.53%	94.64%	94.74%	94.74%	○
		実績値	94.55%	96.39%	97.36%				
住宅使用料収納率 (過年)	26.50%	目標値	26.50%	26.50%	26.50%	26.50%	26.50%	26.50%	×
		実績値	28.80%	29.32%	21.30%				
住宅貸付金収納率 (現年)	38.69%	目標値	39.69%	40.69%	41.69%	42.69%	43.69%	43.69%	×
		実績値	4.85%	0%	0.00%				
住宅貸付金収納率 (過年)	1.02%	目標値	1.04%	1.06%	1.08%	1.10%	1.12%	1.12%	×
		実績値	0.94%	0.94%	0.81%				
下水道使用料収納率 【下水】(現年)	98.69%	目標値	98.73%	98.77%	98.81%	98.85%	98.89%	98.89%	×
		実績値	98.95%	98.56%	86.30%(98.75%)				
下水道使用料収納率 【下水】(過年)	30.72%	目標値	30.72%	30.72%	30.72%	30.72%	30.72%	30.72%	○
		実績値	24.89%	25.89%	32.70%				
下水道使用料収納率 【前処理】(現年)	97.57%	目標値	97.86%	98.14%	98.43%	98.71%	99.00%	99.00%	○
		実績値	98.90%	99.39%	92.29%(99.59%)				
下水道使用料収納率 【前処理】(過年)	7.44%	目標値	7.95%	8.46%	8.98%	9.49%	10.00%	10.00%	×
		実績値	2.63%	3.54%	4.71%				
下水道受益者負担金	99.32%	目標値	99.46%	99.59%	99.73%	99.86%	100.00%	100.00%	○
		実績値	100%	100%	100%				
水道料金収納率 (現年)	98.20%	目標値	98.26%	98.32%	98.38%	98.44%	98.50%	98.50%	○
		実績値	98.66%	98.74%	98.68%				
水道料金収納率 (過年)	27.37%	目標値	27.37%	27.37%	27.37%	27.37%	27.37%	27.37%	×
		実績値	19.01%	17.60%	18.42%				

行政改革推進実施計画 進捗状況等一覧表

資料④参考資料

たつの市では、平成１８年に策定（平成２２年に見直し編策定）した行政改革の基本的な方針を示した行政改革大綱を推進するため、平成２８年度までに「たつの市行政改革実施計画（集中改革プラン）」（平成１８年策定）、「行政改革加速アクションプログラム」（平成２０年策定）、「行政改革・実施計画（加速アクションプログラム）見直し編」（平成２２年策定）、「まちづくり改革プラン実施計画」（平成２４年策定）と具体的に取り組むべき課題を実施計画により見直してきました。

平成２９年度からは、従来、別に策定・運用していた「行政改革大綱」について、施策推進と行政改革の双方の整合性を図り、併せて着実な自治体経営を推進するため、第２次たつの市総合計画の基本計画で施策として位置づけ、一体的な運用を図ることとしました。

本実施計画においては、第２次たつの市総合計画で掲げるまちの将来像『みんなで創る 快適実感都市「たつの」』の実現を目指し、前計画の「まちづくり改革プラン実施計画」の６７の具体的取組項目から、より着実かつ集中的に取り組む、継続すべき項目に見直した実施計画とし、項目の達成状況を年次ごとに確認・評価していくことで、着実に行財政改革を推進します。

- ・取組項目 １３項目 ※別紙「資料①参考資料P1」参照
- ・取組事業 ２３事業（評価事業数３３事業）
- ・取組期間 平成２９年度～令和３年度（第２次たつの市総合計画前期基本計画と整合）
- ・検証方法 P D C A サイクルに基づき年度ごとに実施

取組項目	取組計画	取組事業	R １年次計画	取組内容・実績の概要、達成率の根拠	R １評価	R ２以降の取組内容	担当課
①情報公開の推進	情報公開による開かれた市政を推進する。個人情報保護の徹底に努める。	情報公開の推進	○研修会の継続的な実施により、個人情報保護に配慮しつつ、情報公開制度が適切に運用できる組織体制の構築に努める。 ○情報公開コーナーの充実を図る。	○総合支所における情報公開担当者、課長級への昇任者等を対象に情報公開制度の説明会を行った。 ○審査請求 〇件 ○開示請求 74件	B	○原則公開という情報公開制度（条例）の趣旨を職員に認識させるため、研修会を継続的に実施する。 ○個人情報などのプライバシー保護について最大限に配慮した上で、広く市民に分かりやすい形での情報提供・公開に努める。	情報推進課
②行政評価による持続可能な自治体経営	各種施策や事務事業について施策評価及び事務事業評価を行い、評価結果を適切に反映させる。	施策評価	○予算編成に活かせる施策評価の実施に努めるとともに、新年度の予算編成に向けて、早期に着手する。	○第２次総合計画における５０の施策を進捗管理するため、事務事業評価の結果と施策評価の結果が連動した行政評価や補助金交付事業の評価を実施した。 ○翌年度予算編成に向けた担当課ヒアリングを行い、新規事業の立案（市民協働による観光施策）、補助金見直し（社会福祉協議会補助金等）を行った。	B	○評価結果の多くを翌年度予算編成へ反映できるよう施策評価を実施する。 ○施策推進、職員の事務軽減を図るため、まち未来創生戦略及び行政改革推進実施計画とも連動した施策評価を実施する。 ○国県補助金等を活用した新規事業立案、を推進する。	企画課
		事務事業評価	○施策評価と連携した事務事業評価の実施に努めるとともに、新年度の予算編成に向けて、早期に着手する。	○行政評価と連動した事務事業評価シートを作成し、担当課ヒアリングを実施した。	B	○翌年度予算編成に反映できるよう事務事業評価を実施する。	財政課
③健全な財政運営	コスト意識の徹底と費用対効果の検証を行い、徹底した改善・見直しを図ることにより、経常的な経費の節減に努める。	経常的経費の節減	○高利率の民間借入資金の繰上償還の実施、単独補助費、扶助費の見直しを図る。	○子育て施策を見直し、子育てきらきらクーポンを廃止（H31当初予算40,076千円）し、廃止事業の財源を基に新規の子育て施策を開始した。	B	○昨年度に引き続き、補助費、扶助費の見直しを図る。	財政課
④指定管理者制度の推進	指定期間満了となる施設を更新する。新たに指定管理者制度を導入する施設を検討する。また、導入施設について、運営状況をモニタリングする。	指定管理者制度の推進	○指定期間満了となる施設について、指定管理者の更新手続きを行う。（対象４施設） ○新たに指定管理者制度を導入する施設を検討する。	○指定期間満了となる施設について、指定管理者の選定手続きを行った。（対象施設４施設：道の駅みつ・国民宿舎赤とんぼ荘・国民宿舎志んぐ荘・新宮温水プール） ○新たに指定管理者制度を導入する施設を検討し、指定管理者の選定を行った。（対象施設２施設：揖西コミュニティセンター・揖保コミュニティセンター）	B	○指定期間満了となる施設について、指定管理者の選定手続きを行う。（対象20施設） ○新たに指定管理者制度を導入する施設を検討する。	契約課
		モニタリングの実施	○指定管理者制度を導入している施設について、効率的かつ効果的な施設運営を行うため、モニタリングを実施する。また、モニタリング結果を検証し、サービスの向上に繋げる。	○指定管理者制度を導入している施設について、担当課、指定管理者によるモニタリングを実施し、検証結果をもとに改善事項等の指導を行った。 モニタリング実施施設：23施設	B	○指定管理者制度を導入している施設について、効率的かつ効果的な施設運営を行うため、モニタリングを実施する。また、モニタリング結果を検証し、サービス向上を図る。	契約課

※A判定：取組実績はR １年次計画と同等以上、かつ目標値以上の進捗の場合 B判定：取組実績はR １年次計画と同等、かつ目標値がある場合は目標値の８割以上の達成の場合 C判定：「B」判定未満の進捗の場合

取組項目	取組計画	取組事業	R 1 年次計画	取組内容・実績の概要、達成率の根拠	R 1 評価	R 2 以降の取組内容	担当課
⑤収納率の向上 ※別紙「資料①参考資料」参照	全庁横断的な組織体制での徴収、催告、法的滞納整理及び法的手段による収納率の向上を図る。	滞納整理事務効率化の推進	滞納整理業務については、各収納担当課において実施することになるが、滞納者の情報については共有し、滞納整理方針については共通の認識のもと実施する。	○滞納整理事務の効率化の推進を図るため、公債権所管課を対象に協議を行い、滞納者に関する情報共有について、法的根拠や運用方法等について取りまとめ、令和元年度末から運用実施した。	B	○情報共有のための事務運用を公債権所管課間において適切に行い、不納欠損等の滞納処分の同一対応や、迅速で効率的な滞納整理事務を推進する。	納税課とりまとめ
		収納率の向上	○催告の実施に併せ、口座振替の推奨を実施、県税事務所との共同催告、年度末一斉催告の実施。 ○滞納処分として、債権(預貯金等)を中心に差押を実施。特に現年滞納分の滞納処分を強化する。 ○動産、不動産のインターネット公売を実施。 ○滞納者の実情に応じ、滞納処分、執行停止を適切に実施し、適切な滞納整理に努める。	○一斉催告（現年・滞繰未納分／2回）、県との共同催告（市県民税／1回）、差押え（債権307件、不動産等7件）、不動産公売（1回／3件）、インターネット公売（1回／動産7点）、給与照会・生命保険調査・預金調査・普通自動車所有調査等の強化、執行停止等の滞納整理、高額滞納者の滞納整理、定期徴収の廃止。 【R 1 年度収納率】 個人市民税（現年） 99.14% （達成） 個人市民税（繰越） 27.97% （達成） 法人市民税（現年） 99.90% （達成） 法人市民税（繰越） 21.30% （未達成） 軽自動車税（現年） 98.76% （達成） 軽自動車税（繰越） 28.50% （達成） 固定資産税（現年） 98.82% （達成） 固定資産税（繰越） 20.91% （達成） 国民健康保険税（現年） 94.97% （達成） 国民健康保険税（繰越） 20.62% （達成）	A	○徴収強化月間を設け、滞納処分（現年分の早期催告（電話催告・文書・訪問）、差押えの強化）の強化を図る。 ○滞納管理（分納履行管理、時効管理）を徹底する。 ○自主納付（口座振替の推進、定期徴収の廃止）を推進する。	納税課
		収納率の向上（介護保険料）	○早期の電話勧奨又は文書催告により、保険料に対する説明を行い納付への理解を促す。 ○担当地区制による夜間訪問等による納付催告を実施し、収納率の向上に努める。	○現年分を重点に文書催告、電話催告及び訪問催告により、保険料に対する説明を行い納付への理解を促した。 ○担当地区制の訪問による納付催告を実施し、収納率の向上に取り組んだ。 【R 1 年度収納率】 介護保険料（現年） 91.72% （達成） 介護保険料（繰越） 14.72% （未達成）	B	○早期の電話勧奨又は文書催告により、保険料に対する説明を行い納付への理解を促す。 ○担当地区制による訪問による納付催告を実施し、収納率の向上に取り組む。	高年福祉課
		収納率の向上（利用者負担額〔保育料〕）	○督促状・催告状の送付及び電話催告を行い、早期に滞納者への納付を促す。支所管轄地域については支所担当から電話催告を実施する。また、重複滞納者に対しては電話催告や戸別訪問などを行い、利用者負担額の納付相談を行いながら徴収を実施する。 ○児童手当からの利用者負担額への充当を実施する。 ○滞納世帯に対し、保育所（こども園）から督促状を手渡し、納付意識の改善を図る。	○翌月に督促状、翌々月以降に催告状を随時送付した。 ○滞納世帯へ通園中の保育所等から直接督促状を渡すなど、納付意識の改善と徴収の強化を行った。 ○児童手当からの保育料充当を実施した。 【R 1 年度収納率】 利用者負担額（現年） 99.68% （達成） 利用者負担額（繰越） 45.69% （未達成）	B	○督促状・催告状の送付及び電話催告、必要に応じ夜間訪問等を実施し、早期に滞納者への納付を促す。支所管轄地域については支所担当から電話催告を実施する。 ○重複滞納者に対しては電話催告や戸別訪問を図るなどし、保育料（利用者負担額）の納付相談を行いながら徴収する。	幼児教育課

※A判定:取組実績はR1年次計画と同等以上、かつ目標値以上の進捗の場合 B判定:取組実績はR1年次計画と同等、かつ目標値がある場合は目標値の8割以上の達成の場合 C判定:「B」判定未満の進捗の場合

取組項目	取組計画	取組事業	R 1 年次計画	取組内容・実績の概要、達成率の根拠	R 1 評価	R 2 以降の取組内容	担当課
⑤収納率の向上 ※別紙「資料①参考資料」参照	全庁横断的な組織体制での徴収、催告、法的滞納整理及び法的手段による収納率の向上を図る。	収納率の向上（住宅使用料）	○入居者及び連帯保証人への催告の徹底、明渡訴訟等法的手段の積極的な活用に取り組み、次の目標達成に努める。 ・現年度賦課分の収納率を毎年0.12％上昇 ・滞納繰越分の収納率を平成28年度実績並に維持	○毎月、滞納者へ電話連絡及び個別訪問を徹底した。 ○個別相談による滞納者の生活状況把握から分納誓約書の徴取に努めた。 ○市営住宅入居者全戸に日頃から家賃等の納め忘れないよう注意を促すチラシを配布する等、滞納を未然で防ぐ対策にも取り組んだ。 【R 1 年度収納率】 住宅使用料（現年） 97.36% （達成） 住宅使用料（繰越） 21.30% （未達成）	B	○早期の段階で連帯保証人へ連絡、通知をすることにより、滞納額を増やさない取組を実施する。 ○毎月、滞納者へ電話連絡及び個別訪問を徹底し、滞納額の縮減に努め、明渡訴訟等法的手段の積極的な活用に取り組み、次の目標達成に努める。 ・現年度賦課分の収納率を毎年0.12％上昇 ・滞納繰越分の収納率を平成28年度実績並に維持	都市計画課
		収納率の向上（住宅貸付金）	○収納率の向上に向けて、滞納が10年以上経過している債務者に対して、生死及び居所並びに相続関係等の現況調査を実施する。 ○調査により、納付が可能な債務者又は相続人には、時効が中断するよう納付を促す。また、現年度の返済がある債務者は、全て過年度の返済額も滞納となっているため、現年度と過年度の返済額を併せた納付を促す。	○前年度に引き続き、納付依頼（納付書送付及び徴収等）を実施した結果、3名完済した。 ○債務者の現況調査を実施した。 【R 1 年度収納率】 住宅貸付金（現年） 0% （未達成） 住宅貸付金（繰越） 0.81% （未達成）	C	○貸付時から長期間が経過し、借受人当事者の減少が顕著であるため、債務者の現況調査（生存、死亡、居所現況、相続関係等）を引き続き実施する。 ○関係課と連携し、滞納者の現況把握に努める。	人権推進課
		収納率の向上（下水道使用料「下水」）	○上水道課の給水停止に随行するとともに、上水道課と連携した戸別訪問による徴収を実施する。また、滞納整理を視野に入れた銀行預金口座の調査を行い、差押えを実施する。	○上水道課の給水停止に随行し納付を勧奨した。 ○滞納者との接見・聴取を経て、納付誓約書を徴取し、徴収を確実に行った。 ○市内の金融機関に対し滞納者の銀行預金口座の有無・残高を調査し、差押えを実施した。 【R 1 年度収納率】 下水道使用料（現年） 86.30% (98.75%) （未達成） 下水道使用料（繰越） 32.70% （達成）	B	○上水道課の給水停止に随行するとともに、上水道課と連携した戸別訪問による徴収を実施する。また、滞納整理を視野に入れた銀行預金口座の調査を行い、差押えを実施する。	下水道課
		収納率の向上（下水道使用料「前処理」）	○戸別訪問による催告を徹底するとともに、法的手段を積極的に活用し、目標達成に努める。	○戸別訪問による催告を徹底し、預金調査、滞納処分を行った。 【R 1 年度収納率】 下水道使用料（現年） 92.29% (99.59%) （達成） 下水道使用料（繰越） 4.71% （未達成）	B	○戸別訪問による催告の徹底をするとともに、財産調査の実施、法的手段を積極的に活用し、次の目標達成を図る。 ・現年の収納率を毎年0.286％上昇 ・過年の収納率を毎年0.512％上昇	前処理場対策課
		収納率の向上（下水道受益者負担金）	○個別訪問による徴収により自主財源の確保を図る。また、滞納整理を視野に入れた銀行預金口座の調査を行い、差押えを実施する。	○戸別訪問と並行して銀行預金口座の有無を調査し、差押えを実施した。 【R 1 年度下水道受益者負担金収納率】 下水道受益者負担金 100% （達成）	B	○現年度分は徴収率100%を堅持し、過年度滞納額については戸別訪問による徴収により自主財源の確保を図る。また、滞納整理を視野に入れた銀行預金口座の調査を行い、差押えを実施する。	下水道課

※A判定:取組実績はR1年次計画と同等以上、かつ目標値以上の進捗の場合
B判定:取組実績はR1年次計画と同等、かつ目標値がある場合は目標値の8割以上の達成の場合
C判定:「B」判定未満の進捗の場合

取組項目	取組計画	取組事業	R 1 年次計画	取組内容・実績の概要、達成率の根拠	R 1 評価	R 2 以降の取組内容	担当課
⑤収納率の向上 ※別紙「資料①参考資料」参照	全庁横断的な組織体制での徴収、催告、法的滞納整理及び法的手段による収納率の向上を図る。	収納率の向上（水道）	○滞納者への給水停止の活用。 徴収員を活用し、納付交渉の機会を増やすことにより、滞納の縮減に努める。	○大口滞納者に対する徴収員の訪問数強化。 ○新規対象者への催告書送付（年4回実施、1,903件送付） ○誓約不履行者に対する給水停止（年2回実施、停水対象117件・停水執行15件） ○新規対象者に対する給水停止（年2回実施、停水対象173件・停水執行50件） 【R 1 年度収納率】 水道料金（現年） 98.68% （達成） 水道料金（繰越） 18.42% （未達成）	B	○滞納額縮減のため給水停止を実施する。 ○徴収員の訪問による納付交渉の機会を増やし、納付意識の改善を図る。	上水道課
		債権管理条例（※1）の制定	○関係課と連携し、債権管理条例の制定に向けた事例・制度研究を実施する。	○他市町の制定状況等、事例研究を行った。	C	○条例制定及び制定後の運用を検討する。 ○関係課と連携し、債権管理条例の制定に向けて事例・制度研究を実施する。	財政課
⑥扶助費・給付金等の見直し	市単独施策の扶助費・給付金等の制度の見直しを検討する。	障害者福祉金の見直し検討	○障害者福祉金の見直しに当たり、本市の障害福祉施策について協議する「たつの市障害者等地域自立支援協議会」において障害福祉施策について協議を行い、障害福祉サービスの適正な提供と質の向上に努める。	○障害者等地域自立支援協議会を開催し、個別給付からサービス等の自立支援の充実のための地域生活支援拠点の整備について協議を行った。	B	○引き続き、障害福祉施策について協議する「たつの市障害者等地域自立支援協議会」において障害福祉施策について協議を行う。 ○地域生活支援拠点の整備を行い、地域で安心して暮らせる仕組みを整える。	地域福祉課
		敬老祝金の見直し検討	○敬老祝金の見直し内容について、連合自治会、連合婦人会、老人クラブ連合会等への説明、広報誌への掲載により、改正周知を図る。	○77歳の敬老祝金の廃止について、連合自治会、連合婦人会、老人クラブ連合会等への説明や広報たつのに掲載し周知を図った。 【敬老祝金】 満77歳の廃止（5,000円→廃止） 【100歳以上高齢者等祝金】 100歳達成者（50,000円及び祝品→30,000円） 100歳を超える高齢者（祝品→廃止） 最高齢者（男女各1人） （10,000円及び祝品→10,000円）〔1回限り〕 最高齢夫婦（1組） （10,000円及び祝品→10,000円）〔1回限り〕	B	○高齢化に伴い今後対象者の増加が予測されるため、対象年齢の見直し等の事業見直しや新規高齢者施策の検討を行う。	高年福祉課
		高齢者タクシー事業の見直し検討	○窓口での案内や通知、出前講座等を通して更なる周知を図り、現状の市民乗り合いタクシー乗車券への交換比率を更に高めていくことで経費の削減を図る。 ○タクシー券利用申請書配布時に交換申請書も配布し、タクシー利用券申請者全員に周知を行う。	○対象者への周知（タクシー券配布時に交換案内を添付・広報での周知等）により、交換券の利用実績が対前年度1.5倍（3,300枚→4,921枚）に増加した。 ○交換希望者は、対前年度比1.7倍（118人→203人）、交換枚数が対前年度比1.7倍（4,123枚→6,975枚）に増加した。	A	○窓口案内や通知、出前講座等を通して更なる周知を図り、市民乗り合いタクシー乗車券への交換を進め、経費の削減を図る。 ○タクシー券利用申請書配布時に交換申請書を各戸配布し、タクシー利用券申請者全員に周知する。	高年福祉課

※1「債権管理条例」
債権（市税や保険料のように公法上の原因により生じる債権「公債権」と、水道料金など私法上の原因により生じる債権「私債権」）の発生から消滅までの手続きや処分の基準を明確にし、延滞金や権利放棄に関する規定を整理することによって、債権管理の適正化を進めるための条例

※A判定：取組実績はR1年次計画と同等以上、かつ目標値以上の進捗の場合
B判定：取組実績はR1年次計画と同等、かつ目標値がある場合は目標値の8割以上の達成の場合
C判定：「B」判定未満の進捗の場合

取組項目	取組計画	取組事業	R 1 年次計画	取組内容・実績の概要、達成率の根拠	R 1 評価	R 2 以降の取組内容	担当課
⑦前処理場事業の 処理経費の削減	前処理場処理経費の縮減を図り、安定した前処理場経営を目指す。	不明水削減による有収率向上	○不明水の解消を徹底し、目標年次の有収率を84.0%とし、処理コスト削減に取り組む。	○流量計（26基）による不明水の監視、チラシによる啓発、管内カメラによる調査を実施し、不明水削減に取り組んだ。 ○漏水箇所の止水工事（井上）を実施した。 【R1年度有収率】 90.3%（達成）	A	○漏水調査（目視・管内カメラ調査）の継続、流量計の設置個所の検討を行う。	前処理場対策課
		汚泥含水率の抑制による維持管理コストの削減	○薬品の使い分けにより、汚泥平均含水率63.5%を目指す。 ○ストックマネジメント計画により機器を更新する。	○実績平均含水率は64.8%と目標に1.3%及ばなかったが、2種類の凝集剤を使い分けにより、処理コストの削減に努めた。 ○脱水機のスクリーンを更新し、処理能力の向上を図った。	C	○ストックマネジメント計画により、施設更新を行う。 ○薬品の使い分けにより、最大限の努力で効果を引き出し、汚泥平均含水率を63.5%を目指す。	前処理場対策課
⑧病院事業の健全経営 （市民病院機構の健全経営）	病院改革プランに基づき、経営効率化を進める。 （中期目標及び中期計画に基づき、組織一体となって経営改革に取り組む。）	病院改革プランの推進 （評価委員会の効率的な運営）	○令和2年4月の地方独立行政法人設立に向けて組織運営体制を構築する。 ・中期目標及び中期計画の作成・評価の検討 ・財務会計の整理 ・人事制度の構築 ・会計及び給与システムの構築	○庁内関係部署と連携を図り、中期目標作成から設立認可までの手続きを行い、令和2年4月1日付で地方独立行政法人を設立した。	B	○市との関わりを密にするため、事務連絡会等において、経営状況や進捗状況の確認を行う。 ○法人の業務実績を適正に評価するための基準作成、法人事務局との有機的な連絡体制を構築する。	企画課
⑨水道事業の健全経営	アセットマネジメントの実施や広域的な連携の推進による効率的な水道事業の実施	安定供給に向けた体制づくり	○経営戦略及び水道ビジョンの細部調整を行う。 ○令和元年度経営戦略の策定及び水道ビジョンを更新する。	○安全・安定供給が継続できるよう、現状分析・評価を行った上で水道ビジョンを更新した。 ○経営戦略について、年次計画では令和元年度策定完了であったが、給水収益の落込みが大きいため、収支計画の分析に時間を要し、水道ビジョン目標達成のための投資財政計画を綿密に遂行するため、令和2年度に策定することとし、概略を作成した。	B	○水道ビジョンを踏まえ経営戦略を策定する。 ○水道ビジョン及び経営戦略で算出した数値に基づき、老朽管更新に向けての財源確保及び更なるコスト削減・施設の整備に取り組む。	上水道課
		アセットマネジメント	○現状確認を基にした更新計画を作成し実施すると共に、より効率的な管理運営を検討する。	○水道施設の現状確認を行い、浄水施設台帳の整備及び更新計画を作成している事業体を確認し、どのような整備方法が本事業体に合っているか事例研究した。	C	○利用している配管システムと連携できる浄水施設台帳システムを導入し、システムを利用した施設の新設、更新及び統合を考え、将来を見据えた施設計画を作成する。	上水道課
		水道事業の広域化の検討	○引き続き、平成29年度に報告された兵庫県「水道事業のあり方懇話会」での中間報告を基に西播磨の8事業体（たつの、赤穂、宍粟、太子、佐用、上郡、西播磨水道企業団、播磨高原広域事務組合）において広域連携の枠組み等について検討する。	○県主催で日本水道協会西播ブロック及び広域連携の枠組みについて勉強会等を行い、水道事業の現状と課題、水道事業における民間連携手法を研究した。	B	○引き続き、兵庫県を中心に広域連携の枠組み等について検討する。	上水道課
⑩国民宿舎の健全経営	指定管理者が策定している経営事業計画に基づき、経営健全化を図る。	経営状況の確認	○指定管理者との連携を密にし、管理業務についての状況把握とその分析、評価を的確に行う。 ○今年度は指定管理期間が満了する年次であるが、来年度以降も引き続き、指定管理制度を活用した2荘一体経営を継続すべく、国民宿舎使用料を改定し、経営基盤の安定化を図っていく。	○指定管理者からの月次報告、年次報告を確認し、年度の中間、年度末に指定管理の業務評価を行い、適宜指導を行った。 ○来年度以降の経営について、前指定管理者を引き続き指定管理者として、赤とんぼ荘は1年、志んぐ荘は5年間の管理運営を行うこととした。 【R1赤とんぼ荘実績値】 利用人数 31,764人 営業収支 △36,274千円（未達成） 【R1志んぐ荘実績値】 利用人数 46,857人 営業収支 △63,693千円（未達成） ※営業収支（指定管理料収入、営業費用に係る管理料及び納付金支出を除く。）	B	○運営コストの削減等による経営改善、利用者の増大に向けた取り組みを強化する必要がある、指定管理者の経営体制について、指導する。 ○民間事業者の有するノウハウを活用し、収支改善を進め、経営基盤の安定化を図っていく。 ○今年度末に指定管理期間が満了する赤とんぼ荘の次期指定管理者を募集する。	商工振興課

※A判定:取組実績はR1年次計画と同等以上、かつ目標値以上の進捗の場合 B判定:取組実績はR1年次計画と同等、かつ目標値がある場合は目標値の8割以上の達成の場合 C判定:「B」判定未満の進捗の場合

取組項目	取組計画	取組事業	R 1 年次計画	取組内容・実績の概要、達成率の根拠	R 1 評価	R 2 以降の取組内容	担当課
⑩国民宿舎の健全経営	指定管理者が策定している経営事業計画に基づき、経営健全化を図る。	経営戦略の策定	○今年度は指定管理期間が満了する年次であるが、来年度以降も引き続き、指定管理制度を活用した2 荘一体経営を継続すべく、健全経営に向けた取組を行っていく。	○国民宿舎のあり方について4月から5月にかけて住民との意見交換会を実施し、住民意見を踏まえ、2 荘存続の方針を決定した。 ○健全経営に向けた取組として、使用料を見直しを行い、10月 1 日から施行した。見直しに当たっては、土日、祝日前等繁忙期における宿泊料加算、朝食料金の引き上げた。	B	○公営企業の経営戦略を策定し、経営基盤の安定化を図る。 ○施設改修を行い、魅力度向上を高めることで、利用人数、営業収支の改善を図る。	商工振興課
⑪職員の適正配置による機能本位の組織づくり	職員定員適正化計画に基づき、正規職員の適正な職員数の管理を図るとともに、今後増加見込みの再任用職員について、嘱託職員、臨時職員を含めた職員数の見直しを図る。 人材育成基本方針に基づいた研修を計画的に実施する。	職員数の適正な管理	○定員適正化計画に基づいた職員数管理及び会計年度任用制度の円滑な移行に努める。 令和2年度の次期定員適正化計画策定に向けて、現状分析を行い、再任用職員や会計年度任用職員を考慮した適正な計画を策定する。	○職員定員適正化計画に基づく職員数を概ね採用・配置した。 ○会計年度任用職員制度の導入に伴う制度設計の外、所要の事務を行い、令和2年度からの新制度移行を円滑に行った。 【R 1 職員数実績】 正規職員 543人 再任用職員・嘱託職員・臨時職員の総職員数 416人	B	○新たな職員定員適正化計画に基づく職員数の管理（採用・配置）を行う。 ○会計年度任用職員の計画的な採用・配置及び人事評価等の制度設計を行う。	総務課
		職員のスキルアップ	○「人材育成基本方針」に基づき研修等による計画的な職員の育成に努める。 政府が推進する「働き方改革」への意識を浸透させるため、実践研修を実施する。 ○定住自立圏域合同研修、リーディングプロジェクト推進研修やカフェテリア型研修等を継続実施する。	○研修計画に基づき、働き方改革実践研修、リーディングプロジェクト推進研修、他市町合同研修（太子町・定住自立圏域）等の各種研修を実施した。また、本市若手職員と国家公務員新任職員との合同研修や兵庫県立大学院へ派遣された職員を講師とするフィードバック研修などの新たな研修を実施し、職員のスキルアップに努めた。 【R 1 研修実績】 兵庫県市町振興課 1人 内閣府 1人 定住自立圏合同研修 129人 庁外研修 319人 庁内研修 311人	B	○職員の知識能力向上のため、年度ごとに研修計画を策定し、継続実施する。 ○「人材育成基本方針」に基づく研修実施により計画的な職員の育成を図る。 ○政策立案型研修（リーディングプロジェクト）、他市町合同研修（定住自立圏域等）、カフェテリア型研修、階層別研修を継続実施する。	総務課
⑫公共施設の適正管理	たつの市公共建築物再編実施計画に基づく進捗管理を実施する。	公共建築物再編実施計画の進捗管理	○たつの市公共建築物再編実施計画について、進捗管理を行う。 ○公有財産利活用の検討について、施設所管課と協議を行う。	○公有財産利活用検討委員会を立ち上げ、旧誉田保育所の跡地の利活用について方針（地元自治会に貸付）を定めた。 【実績値】 公共建築物の保有量縮減率（総延床面積の縮減） △2.3%	C	○たつの市公共建築物再編実施計画について、進捗管理を行う。また、公有財産利活用の検討について、施設所管課と協議を行う。 ○公共建築物の保有量縮減率の考え方（方針）を検討し、新たな縮減率の方針を令和3年度の見直しに反映するよう調整する。	契約課

※A判定:取組実績はR1年次計画と同等以上、かつ目標値以上の進捗の場合 B判定:取組実績はR1年次計画と同等、かつ目標値がある場合は目標値の8割以上の達成の場合 C判定:「B」判定未満の進捗の場合

取組項目	取組計画	取組事業	R 1 年次計画	取組内容・実績の概要、達成率の根拠	R 1 評価	R 2 以降の取組内容	担当課
⑬時代に即した電子自治体の推進	進化するICTを活用し、市民にとってより便利で、質の高い行政サービスの提供ができる環境整備を図る。また、市政業務の効率化、省力化及び迅速化を図る。	電子自治体の推進	○大規模災害に備え、電算室を免震構造である新庁舎に移転する際に、セキュリティに特化したサーバ室や情報システムの安定稼働に向けた機器の導入など詳細な設計を行う。 ○新庁舎に相応しい電算室を構築するとともに、システムの安全性を高めるため、クラウド化の一層の推進を図る。それに伴いICT業務継続計画（初動版）について、現状に即する改定を行う。 ○内部情報システムについては、情報の共有化を図り、業務の効率化、簡素化、ペーパーレス化をより一層推進していくため、各機能の紹介、使用説明、マニュアルの作成など積極的な活用に向けて取り組む。 ○自治体クラウドについては、西播磨自治体クラウド検討会を立ち上げ、システムの選定や費用など導入した場合の効果について検討を進める。	○庁舎建設については、関係各課や担当業者と協議し、適正な予算要求を行った上で、更なる協議を進めた。 ○内部情報システムについては、グループウェアの活用方法を情報化リーダー会議で説明するとともに、グループウェアにも活用方法を順次掲載した。 ○「情報システムやExcel等を活用した事務改善の実施」について各課から要望を受け、即時対応や予算要求の協議等を行った。 ○自治体クラウドについては、検討会を立ち上げ、先進地視察やベンダとの意見交換会を実施した。	B	○新庁舎及び既存庁舎において、仮移転及び本移転後に支障なく業務が行えるよう、電算室の移転や業務に応じたネットワーク設定を行い、システムの安全性を高めるためクラウド化の一層の推進を図る。また、ICT業務継続計画（初動版）を現状に即して改定する。 ○内部情報システムについては、情報の共有化を図り、業務の効率化、簡素化、モバイル端末等を活用したペーパーレス化をより一層推進していくため、各機能の紹介、使用説明、マニュアルの作成など積極的な活用に向けて取り組む。 ○自治体クラウドについては、昨年度立ち上げた西播磨自治体クラウド検討会において、システム選定や費用など、導入した場合の効果について本格的に検討を進める。	情報推進課
		市民サービスの向上	○行政サービスのオンライン化及び電子化の拡大に向けた取り組みについては、マイナポータル及び電子申請の活用などを、担当課に協力を依頼するほか、職員研修会などを通じて広く啓発していく。 ○マイナンバーカードの独自利用についても、新たな独自利用について引き続き調査研究を行う。 ○オープンデータについては、行政の透明化や経済の活性化を図るため、たつの市が保有する様々なデータのうち、オープンデータ化が可能なものを順次公開していく。なお、官民データ活用推進については、国、県の動向のほか、他市町の導入事例やシステム業者の開発など広く情報収集を行い、先端技術の有効活用について引き続き調査研究していく。	○電子申請の活用については、情報化リーダー研修でのP Rのほか、電子申請を検討している課等の職員を募り操作研修会を実施した。 ○マイナンバーカードの独自利用は、申請書を記入せずマイナンバーカードで申請できるシステムを担当課へ呼びかけたが、導入には至らなかった。 ○官民データ活用推進については、電子自治体推進協議会のオープンデータWGに参加し、県下全域で検討を進めるとともに、政府推奨データを市ホームページで公開した。	B	○行政サービスのオンライン化及び電子化の拡大に向けた取り組みについては、マイナポータル及び電子申請の活用を担当課に協力依頼するほか、職員研修会などを通じて広く啓発していく。 ○マイナンバーカードの独自利用についても、新たな独自利用の調査研究を継続する。 ○オープンデータについては、行政の透明化や経済の活性化を図るため、市民公開型地理情報システムを構築し、市が保有する様々なデータのうち、オープンデータ化が可能なものを順次公開していく。なお、官民データ活用推進については、国、県の動向のほか、他市町の導入事例やシステム業者の開発など広く情報収集し、先端技術の有効活用について引き続き調査研究していく。 ○市税及び窓口手数料等の支払いにP a y アプリを使ったスマホ決済を導入し、市民の利便性向上を図る。	情報推進課

※A判定：取組実績はR1年次計画と同等以上、かつ目標値以上の進捗の場合 B判定：取組実績はR1年次計画と同等、かつ目標値がある場合は目標値の8割以上の達成の場合 C判定：「B」判定未満の進捗の場合

進捗状況集計

評価	A	B	C
項目数	3	2 5	5

たつの市行政改革推進実施計画

たつの市

平成 29 年 4 月
(令和 2 年 4 月改定)

はじめに

平成17年10月1日に龍野市・新宮町・揖保川町・御津町が合併し、たつの市政が誕生しました。平成27年には市制10周年を迎え、「住みたくなるまち 住み続けたいまち たつの」の実現に向け、これまでの「調和の10年」から「挑戦の10年」へと新たなステージに転換しています。

また、たつの市では、平成18年に策定（平成22年に見直し編策定）した行政改革の基本的な方針を示した行政改革大綱に基づき、具体的に取り組むべき課題を実施計画により見直しを図り、社会環境が大きく変わる中においても健全な行政運営を推進してきました。

しかしながら、昨今、地域におけるさまざまな社会的課題に加え、少子高齢化の進行も含めた社会経済情勢を背景に、市民ニーズは多様化・高度化しています。市の財政は非常に厳しく、市税等の増収は期待できないため、国・県の財源に頼らざるを得ない状況です。地方交付税においても合併特例期間（合併算定替）が段階的移行により終了し、令和3年度からは一本算定となり減収が見込まれるなか、行政サービスの質の向上と将来にわたり持続可能で健全な行財政運営のための財政基盤の確立が求められています。

このような状況においても、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的・効果的に活用し、市民満足度の向上、地域の活性化による「住み続けたい、住んでよかった」と実感できる「ふるさとたつの」であり続けるために、経費削減の行財政改革だけではない施策展開による自治体経営に取り組む必要があります。

そこで、従来は「行政改革大綱」を「総合計画」とは別に策定・運用していましたが、施策推進と行政改革の双方の整合性を図り、併せて着実な自治体経営を推進するため、第2次たつの市総合計画の基本計画で掲げる施策として位置づけ、一体的な運用を図ることとしました。

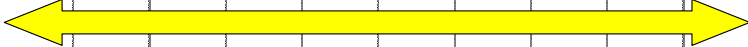
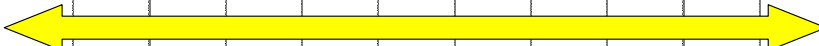
本計画の策定においては、第2次たつの市総合計画で掲げるまちの将来像『みんなで創る 快適実感都市「たつの」』の実現を目指し、前計画のまちづくり改革プラン実施計画の67の具体的取組項目から、より着実かつ集中的に取り組み、継続すべき項目に見直した実施計画とすることで、不断の行政改革を推進するものとします。

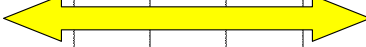
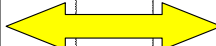
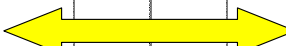
これまでの取組

平成18年に策定（平成22年に見直し編策定）した本市における行政改革の基本的な方針を示した行政改革大綱を推進するため、平成28年度までに「たつの市行政改革実施計画（集中改革プラン）」（平成18年策定）、「行政改革加速アクションプログラム」（平成20年策定）、「行政改革・実施計画（加速アクションプログラム）見直し編」（平成22年策定）、「まちづくり改革プラン実施計画」（平成24年策定）と具体的に取り組むべき課題を実施計画により見直してきました。

その間、経費削減を主とした行政改革から脱却し、自立、市民との協働・参画・連携をするべく「たつの市版行政改革－自立のまちづくり」の実現に向け取り組んできました。

行政改革大綱・実施計画の変遷

		策定年月	計画期間										
			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
行政改革大綱	たつの市行政改革大綱	H18.11											
	まちづくり改革プラン （行政改革大綱見直し編）	H22.10											

		策定年月	計画期間										
			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実施計画	たつの市行政改革実施計画 （集中改革プラン）	H18.11											
	行政改革 加速アクションプログラム	H20.11											
	行政改革・実施計画 （加速アクションプログラム） 見直し編	H22.10											
	まちづくり改革プラン実施計画 （平成25～28年度）	H24.11											

《主な行政改革の取組経過》

平成 17 年 10 月	たつの市政スタート
平成 18 年	「たつの市職員定員適正化計画（平成 17 年 4 月 1～平成 27 年 4 月 1 日）」策定 指定管理者制度の導入開始 「たつの市行政改革大綱」策定 「たつの市行政改革実施計画（集中改革プラン）」策定
平成 19 年	「第 1 次たつの市総合計画」策定
平成 20 年	「行政改革加速アクションプログラム」策定
平成 21 年	「たつの市外郭団体等に関する行政改革プラン」策定
平成 22 年	「第 2 次たつの市職員定員適正化計画」を策定 「市民の市政診断」実施（たつの市版事業仕分け平成 25 年度まで） 「まちづくり改革プラン（行政改革大綱見直し編）」策定 「行政改革・実施計画（加速アクションプログラム）見直し編」策定
平成 23 年	「自立のまちづくり事業」開始
平成 24 年	「まちづくり改革プラン実施計画（平成 25～28 年度）」策定
平成 25 年	公共建築物ストックマネジメント計画着手 たつの市みつ町観光開発株式会社 解散 「たつの市外郭団体に関する行政改革プラン（改定）」策定
平成 26 年	国民宿舎 3 荘の抜本改革断行 養護老人ホームたつの荘を民間へ売却
平成 27 年	「たつの市公共建築物再編基本方針」策定 「たつの市職員定員適正化計画（平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 4 月 1 日）」策定 国民宿舎 3 荘の運営移行 国民宿舎赤とんぼ荘及び志んぐ荘 2 荘一体による指定管理方式 国民宿舎新舞子荘を民間へ売却 たつの市土地開発公社 解散 「たつの市まち未来創生戦略」策定 「たつの市人口ビジョン」策定
平成 28 年	「たつの市公共建築物再編基本方針（改定版）」策定 「たつの市公共建築物再編実施計画」策定 「たつの市幼稚園・保育所再編計画」策定 「たつの市まち未来創生戦略アクションプラン」策定
平成 29 年	「第 2 次たつの市総合計画」策定 （行政改革大綱を基本計画の施策として位置づけ） 「たつの市公共施設等総合管理計画」策定 公共施設（新宮歴史民俗資料館、御津歴史資料館）の廃止 補助金の見直し（平成 30 年度から再生可能エネルギー等利用システム設置補助金を廃止）

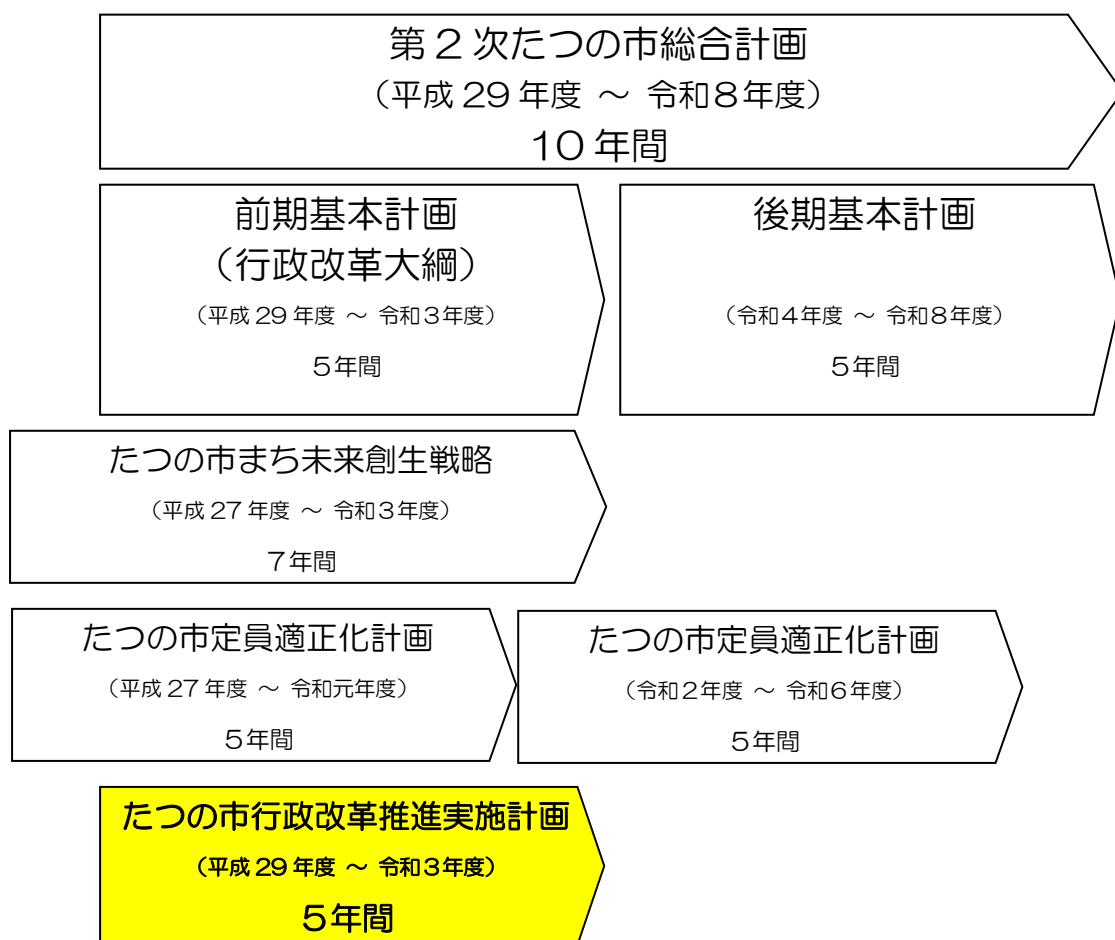
平成30年	「たつの市公共建築物再編実施計画」改定 市民病院経営形態検討委員会の設置、経営形態検討 測量・工事監理業務を一部直営化 補助金の見直し（令和元年度から新規高卒者ふるさと雇用奨励金を廃止、敬老祝金を縮小） 公共施設（揖保幼稚園）を民間こども園へ移管
令和元年	下水道使用料改定（令和元年10月以降） 公共施設（揖西南幼稚園）を民間こども園へ移管
令和2年	「たつの市職員定員適正化計画（令和2年4月1日～令和7年4月1日）」策定 市民病院を地方独立行政法人へ移行 公民館（揖保公民館・揖西公民館）をコミュニティセンターへ用途変更、指定管理方式に運営移行

取組期間

取組期間は、第2次たつの市総合計画の基本計画と整合し、令和3年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化等に応じて、必要な時点で見直すものとします。

また、推進に当たっては、市長を本部長とする「たつの市行財政改革推進本部」において進行管理を行うとともに、市民参画の「たつの市行財政改革推進委員会」の意見や助言をいただきます。なお、その状況は、市ホームページ等を通じて公表します。



行政改革重点施策内容～第2次たつの市総合計画前期基本計画から～

次に掲げる10の施策内容をもって、基本計画に掲げた分野別施策推進と行財政改革の双方の整合性を図りながら、持続可能な自治体経営を着実に推進し、市民の期待に最大限応えるための効率的・効果的な組織として市役所を機能強化します。

1. 情報公開の推進

- 公正で開かれた市政を展開するため、行政情報を適切に管理し、個人の権利や利益の保護に配慮しつつ、市政情報を公開するなど、情報公開制度の充実と適切な運用に努めます。

2. 時代に即した効率的な自治体経営

- 各種施策や事務事業について、PDCAサイクルの考えに基づき、事務事業の必要性、効率性、有効性を行政評価（施策評価及び事務事業評価）により判断し、時代に的確に対応できる質の高い行政経営を推進します。

3. 行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進

- 地域資源や民間活力を活用し、地域や民間に任すべきことは任すことを基本に、より適切な担い手による行政サービスの実施を推進します。
- 既に民間活力を導入している行政サービスについて、より効果的な手法を検討します。

4. 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率を分かりやすく公表し、市民の理解と信頼性を確保します。
- 地方公会計を整備し、資産・債務の適切な管理を推進します。
- 未利用財産は、個別の利活用方針を定め、貸付けや売却処分等による有効活用を進めます。
- 市税、保険料等の公平・公正な課税とともに、収納率向上及び使用料、負担金等受益者への適正負担等の歳入確保に努めます。

5. 市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり

- 刻々と移り変わる行政課題及び市民ニーズへの対応や市の重要施策の実現に当たり、適切な対応と迅速な意思決定、行政サービスの質的向上の観点から簡素で効率的・効果的な組織機構になるよう見直していきます。
- 職員適正化計画に基づき、業務量に見合う必要人数を確保するとともに、少数精鋭の組織体制を確立し、行政サービスの質的向上に努めていきます。また、類似団体との比較等検証を行いつつ、業務量に応じた職員配置、組織の新陳代謝、将来の組織を支える人材の計画的採用及び適材適所の人員配置の観点から計画的かつ適正な定員管理を行います。

6. 市民からの期待に応えることのできる人材の育成

- 人材育成基本方針に基づき、資質向上や職務意欲の高揚を図るため、カフェテリア型研修、専門研修、階層別研修、派遣研修等の多様な研修機会を提供し、職員としての使命と責任を自覚し情熱を持って業務に取り組むことのできる職員の育成に努めます。また、再任用制度を運用することにより、これまで培ってきた経験や能力の積極的な活用を図ります。

7. 公共施設の適正管理

- 公共建築物については、施設の統廃合や複合化を推進し、人口規模にあった施設保有量の維持と市民ニーズにあった施設の有効的な活用を図ります。
- インフラについては、施設の維持と安全性の確保のため、施設の長寿命化等を図ります。
- 公共施設の整備や維持管理を計画的に効率よく行い、健全で持続可能な施設運営を推進します。

8. ICTの利活用

- 進化するICTを様々な分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図ります。
- 防災・教育・医療・福祉・観光・コミュニティなど、市民のだれもがICTの恩恵を享受できる環境の整備に努めます。
- 行政情報のオープンデータ化に関する取組を推進します。
- 地域活動に関わる様々なビッグデータを市の施策の立案のために積極的に活用し、更に新たな産業の創出に資するため、民間事業者への非識別加工情報の提供を検討します。

9. 電子自治体の推進

- 更なる行政サービスのオンライン化を推進し、市民の利便性の向上と事務の効率化を図るとともに、市政事務の電子化を拡大し、省力化・迅速化を進めます。
- GIS（地理情報システム）を活用し、防災・福祉・観光など、市民にとってより付加価値を持った事業展開を図ります。

10. 最先端のICT活用

- クラウド化の推進など最先端のICTを活用した電子自治体を目指します。

取組項目の体系

総合計画 前期基本計画 施策	施策内容	No.	具体的取組項目	個別取組事業	前 計 画 No.	担当課
施策43 市民参加の まちづくり	1. 情報公開の推進	1	情報公開の推進	情報公開の推進	62	情報推進課
施策46 行政改革の 推進	2. 時代に即した効率的な自治体経営	2	行政評価による持続可能な自治体	施策評価 事務事業評価	26	企画課 財政課
		3	健全な財政運営	経常的経費の抑制	31	財政課
	3. 行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進	4	指定管理者制度の推進	指定管理者制度の推進 モニタリングの実施	3	契約課 施設所管課
	4. 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進	5	収納率の向上	滞納整理事務効率化の推進 収納率の向上 債権管理条例の制定化	44 45 48 49 50 51 52 53	市税課 納税課 人権推進課 高年福祉課 幼児教育課 都市計画課 下水道課 前処理場対策課 水道事業所 財政課
施策47 簡素で効率的な組織づくり と人材育成	5. 市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり 6. 市民からの期待に応えることのできる人材の育成	11	職員の適正配置による機能本位の組織づくり	職員数の適正管理 職員のスキルアップ	54 55 56 58	総務課
施策48 公共施設の適正管理と整備	7. 公共施設の適正管理	12	公共施設の適正管理	公共建築物再編実施計画の進捗管理	27	契約課
施策49 情報化の推進	8. ICTの利活用 9. 電子自治体の推進 10. 最先端のICT活用	13	時代に即した電子自治体の推進	電子自治体の推進 市民サービスの向上	61 63 64 65	情報推進課 関係課

推進体制

行政改革を着実に推進するため、たつの市経営戦略会議と行財政改革推進本部において進行管理を行い、計画の実効性を確保します。また、推進本部の下に、行政改革推進フォローアップ委員会を組織し、取組内容の検討や更なる調査研究に努めます。

さらに、各種団体の推薦による学識経験者や公募委員で構成するたつの市行財政改革推進委員会において、取組報告を行うとともに、様々な意見を聴取し、計画に反映させます。

